

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。</p> <p>（放射線審議会の設置）</p> <p>第四条 原子力規制委員会に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の組織）</p> <p>第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、文部科学省に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。</p> <p>（放射線審議会の設置）</p> <p>第四条 文部科学省に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の組織）</p> <p>第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>3～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（電気工事士等の義務）</p> <p>第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第一項及び第三項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（電気工事士等の義務）</p> <p>第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第一項及び第三項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。</p> <p>2（略）</p>

改正案

現行

<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第<u>二</u>条第九項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、<u>規制法第二条第八項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第九項に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三條の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一條の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、<u>規制法第二十三條の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。</u></u></p> <p>（損害賠償措置の内容）</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次條の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（<u>規制法第<u>二</u>条第八項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、<u>規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三條の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一條の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、<u>規制法第二十三條の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。</u></u></u></p> <p>（損害賠償措置の内容）</p> <p>第七条 損害賠償措置は、次條の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若</p>
--	---

しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所
当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子
炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とす
る。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てるこ
とができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれ
らに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたものとす
る。

2 内閣総理大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損
害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠
償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を
確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対
し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることが
できる。

3 (略)

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償
措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契
約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業
者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該
外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置とし
て内閣総理大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置

しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所
当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子
炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とす
る。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てるこ
とができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれ
らに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとす
る。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損
害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠
償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を
確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対
し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることが
できる。

3 (略)

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償
措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契
約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業
者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該
外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置とし
て文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置

は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として内閣総理大臣の承認を受けたものとする。

（供託）

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一（三）（略）

2 内閣総理大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

（供託）

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一（三）（略）

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(内閣府令・法務省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第十八条 内閣府に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 (略)

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 (略)

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 内閣総理大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで

(文部科学省令・法務省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 (略)

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 (略)

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで

きる。

2・3 (略)

(原子力規制委員会との協議)

第二十二條 内閣総理大臣は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、原子力規制委員会に協議しなければならない。

きる。

2・3 (略)

(経済産業大臣又は国土交通大臣との協議)

第二十二條 文部科学大臣は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

改正案	現行
<p>（業務の管掌）</p> <p>第十七条 この法律に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。</p> <p>2 内閣総理大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。</p>	<p>（業務の管掌）</p> <p>第十七条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。</p> <p>2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第七項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては、経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（事業用電気工作物の維持）</p> <p>第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（技術基準適合命令）</p> <p>第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。</p> <p>（費用の負担等）</p> <p>第四十一条 事業用電気工作物が他の者の電氣的設備その他の物件の設置（政令で定めるものを除く。）により第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要</p>	<p>（事業用電気工作物の維持）</p> <p>第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（技術基準適合命令）</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。</p> <p>（費用の負担等）</p> <p>第四十一条 事業用電気工作物が他の者の電氣的設備その他の物件の設置（政令で定めるものを除く。）により第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置</p>

する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

2 第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。この場合において、第三十二条第一項から第三項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

3 主務大臣は、前項において準用する第三十二条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十条の二第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

2 第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。

3 経済産業大臣は、前項において準用する第三十二条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十条の二第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 (略)

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4・5 (略)

(簡易な方法による環境影響評価)

第四十六条の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて

い。

3 経済産業大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 (略)

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4・5 (略)

(簡易な方法による環境影響評価)

第四十六条の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものをしようとする者は、同法第四条第一項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について主務省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を、主務省令で定めるところにより、記載しなければならない。

(方法書の届出)

第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を主務大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等)

第四十六条の六 (略)

2 特定事業者は、環境影響評価法第九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を主務大臣に届け出なければならない。

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六条の七 環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて主務大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

2 (略)

(方法書についての勧告)

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものをしようとする者は、同法第四条第一項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を、経済産業省令で定めるところにより、記載しなければならない。

(方法書の届出)

第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を経済産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等)

第四十六条の六 (略)

2 特定事業者は、環境影響評価法第九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六条の七 環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

2 (略)

(方法書についての勧告)

第四十六条の八 主務大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理した日から主務省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(準備書の届出)

第四十六条の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十五条の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を主務大臣に届け出なければならない。

第四十六条の八 経済産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(準備書の届出)

第四十六条の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十五条の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)

第四十六条の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を主務大臣に届け出なければならない。

(準備書についての関係都道府県知事の意見)

第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて主務大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 主務大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から主務省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

(準備書についての意見の概要等の届出)

第四十六条の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての関係都道府県知事の意見)

第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 経済産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の届出)

第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を主務大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

(変更命令)

第四十六条の十七 主務大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から主務省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の届出)

第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

(変更命令)

第四十六条の十七 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)

第四十六条の十八 主務大臣は、前条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境大臣に送付しなければならない。

2 (略)

(工事計画)

第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしてしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしな

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)

第四十六条の十八 経済産業大臣は、前条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境大臣に送付しなければならない。

2 (略)

(工事計画)

第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものをしてしようとする者は、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可を

ければならない。

一 その事業用電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

二、四（略）

4 事業用電気工作物を設置する者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を主務大臣に届け出なければならぬ。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならぬ。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2（略）

3 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

しななければならない。

一 その事業用電気工作物が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

二、四（略）

4 事業用電気工作物を設置する者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならぬ。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、主務大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(使用前検査)

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(使用前検査)

第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして

主務省令で定めるもの（第三項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について主務省令で定めるところにより主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二 第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

（削る）

経済産業省令で定めるもの（第三項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二 第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の検査のうち、原子力を原動力とする

発電用の特定事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものが前項各号のいずれにも適合しているかどうかの検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたと

（削る）

第五十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、その事業用電気工作物を仮合格とすることができる。

2 (略)

(使用前安全管理検査)

第五十条の二 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九条第一項の主務省令で定めるものを除く。)であつて、主務省令で定めるものを設置する者は、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(以下「使用前自主検査」という。)においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の主務省令で定める軽微な変更をしたものを含む)

きは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定める方式により、経済産業大臣に通知しなければならない。

第五十条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、その事業用電気工作物を仮合格とすることができる。

2 (略)

(使用前安全管理検査)

第五十条の二 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるものを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(以下「使用前自主検査」という。)においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む)

む。)に従つて行われたものであること。

二 第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであること。

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期)に、原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては主務大臣が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、事業用電気工作物の安全管理を旨として、使用前自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

5 (略)

6 主務大臣は、第三項の審査の結果(前項の規定により通知を受けた審査の結果を含む。)に基づき、当該事業用電気工作物を設置する者の使用前自主検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 主務大臣は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

を含む。)に従つて行われたものであること。

二 第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、経済産業省令で定める事業用電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、事業用電気工作物の安全管理を旨として、使用前自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

5 (略)

6 経済産業大臣は、第三項の審査の結果(前項の規定により通知を受けた審査の結果を含む。)に基づき、当該事業用電気工作物を設置する者の使用前自主検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 経済産業大臣は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(燃料体検査)

第五十一条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）は、その加工について主務省令で定める加工の工程ごとに主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その加工があらかじめ主務大臣の認可を受けた設計に従って行われていること。

二 主務省令で定める技術基準に適合すること。

3 輸入した燃料体は、主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

(削る)

(削る)

(燃料体検査)

第五十一条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）は、その加工について経済産業省令で定める加工の工程ごとに経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その加工があらかじめ経済産業大臣の認可を受けた設計に従って行なわれていること。

二 経済産業省令で定める技術基準に適合すること。

3 輸入した燃料体は、経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の経済産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

5 経済産業大臣は、第一項及び第三項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

6 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの（第三項において「特定ボイラー等」という。）若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの（同項において「特定格納容器等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの（同項において「輸入特定ボイラー等」という。）若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの（同項において「輸入特定格納容器等」という。）を設置する者は、その溶接について主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者

(溶接安全管理検査)

第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「ボイラー等」という。）であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの（第三項において「特定ボイラー等」という。）若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの（第三項において「特定格納容器等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定ボイラー等」という。）若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの（第三項において「輸入特定格納容器等」という。）を設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者

検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等で又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等を設置する者にあつては原子力規制委員会が、その他の者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「原子力規制委員会又は第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、「経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣」とあるのは「主務省令（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業省令）で定めるところにより主務大臣（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業大臣）」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあっては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期検査)

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものであつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）については、これらを設置する者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

(削る)

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(定期検査)

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2) 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

(削る)

(定期安全管理検査)

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（以下「定期事業者検査」という。）においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて主務省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の主務省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の経済産業省令で定める事項について、主務省令で定めると

3) 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(定期安全管理検査)

第五十五条 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（以下「定期事業者検査」という。）においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の経済産業省令で定める技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の経済産業省令で定める事項について、経済産

ころにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、主務省令で定める事項については、これを主務大臣に報告しなければならぬ。

4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては原子力規制委員会が、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「原子力規制委員会又は第四項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、「経済産業省令で定める

業省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、経済産業省令で定める事項については、これを経済産業大臣に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては原子力規制委員会が、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。

6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第四項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作

ところにより経済産業大臣」とあるのは「主務省令」同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業省令）で定めるところにより主務大臣（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業大臣）」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

（事業用電気工作物を設置する者の地位の承継）

第五十五条の二（略）

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（公共用の土地の使用）

第六十五条（略）

2（略）

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、電気事業者又は卸供給事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4・5（略）

物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

（事業用電気工作物を設置する者の地位の承継）

第五十五条の二（略）

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（公共用の土地の使用）

第六十五条（略）

2（略）

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣（同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）は、電気事業者又は卸供給事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4・5（略）

(電氣工作物検査官)

第百四条 経済産業省及び原子力規制委員会に、電氣工作物検査官を置く。

2 経済産業省の電氣工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項若しくは第五十五条第四項の審査に関する事務に従事する。

3 原子力規制委員会の電氣工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項の審査に関する事務に従事する。

4 (略)

(削る)

(電氣工作物検査官)

第百四条 経済産業省に、電氣工作物検査官を置く。

2 電氣工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項若しくは第五十五条第四項の審査に関する事務に従事する。

(新設)

3 (略)

(事務規程)

第百四条の二 機構は、検査等事務(第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第五十四条第二項に規定する検査に関する事務の一部並びに第五十二条第三項及び第五十五条第四項に規定する審査をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき認めるとき

は、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3) 事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(検査等事務を実施する者)

第百四条の三 機構は、検査等事務を行うときは、経済産業省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。

(削る)

(報告の徴収)

第百六条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

(報告の徴収)

第百六条 経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

3・4 (略)

(削る)

5・6 (略)

(立入検査)

第一百七条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・5 (略)

(削る)

6| 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7| (略)

3・4 (略)

5| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

6・7 (略)

(立入検査)

第一百七条 経済産業大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・5 (略)

6| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7| 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8| (略)

(削る)

9| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査を行わせることができる。

(削る)

10| 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

(削る)

11| 機構は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(削る)

12| 第九項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8| 第一項から第六項までの規定による権限は、犯罪捜査のために

認められたものと解釈してはならない。

13| 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(削る)

(機構に対する命令)

第一百七条の二 経済産業大臣は、検査等事務に係る業務及び前条第九項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

(原子力安全委員会への報告等)

(削る)

第一百七条の三 経済産業大臣は、四半期ごとに、第四十七条第一項及び第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十一条第一項及び第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項並び

に第五十五条第四項の規定による原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の当該四半期の前四半期の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、原子力発電工作物に係る保安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2) 経済産業大臣は、前項の規定による報告のほか、この法律の施行の状況であつて原子力発電工作物に係る保安の確保に関するものについて、経済産業省令で定めるところにより、原子力安全委員会に報告するものとする。

(原子力安全委員会による調査への協力)

第一百七条の四 原子力発電工作物を設置する者又は原子力発電工作物の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づき報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。

(手数料)

第一百十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して経済産業省令で定める額の手数を納めなければならない。

一〜三 (略)

四 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者

五 第五十四条第一項の検査を受ける者

(削る)

(手数料)

第一百十二条 次に掲げる者は、実費を勘案して経済産業省令で定める額の手数を納めなければならない。

一〜三 (略)

(削る)

(削る)

四 第五十五条第四項の審査（経済産業大臣が行う場合に限る。）を受けようとする者

五（略）

2 次に掲げる者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者

二 第五十四条第一項の検査を受ける者

三 第五十条の二第三項の審査（登録安全管理審査機関が行う場合を除く。）を受けようとする者

四 第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査（原子力規制委員会が行う場合に限る。）を受けようとする者

3 前二項の手数料は、第四十四条の二第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、原子力規制委員会の行う第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査を受けようとする者の納めるものについては原子力規制委員会の、その他のものについては国庫の収入とする。

六 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査（登録安全管理審査機関が行う場合を除く。）を受けようとする者

七（略）

（新設）

2 前項の手数料は、第四十四条の二第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、機構の行う第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第百十三条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令若しくは主務省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は経済産業省令若しくは主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第百十三条の二 この法律(第六十五条第三項及び第五項を除く。)における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会とする。

一 原子力発電工作物に関する事項 原子力規制委員会及び経済産業大臣

二 前号に掲げる事項以外の事項 経済産業大臣

2 第六十五条第三項及び第五項における主務大臣は、同条第一項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣とする。

3 この法律における主務省令は、第一号各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(経過措置)

第百十三条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(新設)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第百六条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(削る)

一～三 (略)

四 第百六条第七項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第百七条第七項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百六条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第百七条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(削る)

第百二十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百四条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百四条の二第二項又は第百七条の二の規定による命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する）を含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>第十三条 削除</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する）を含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>（放射性物質による大気の汚染等の防止）</p> <p>第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。</p>